

当金庫のインボイス制度対応について

2023年10月1日（日）より消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

当金庫における同制度の対応についてお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T2-0100-0500-2402
氏名又は名称	東京シティ信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋室町1丁目9番14号

[国税庁 適格請求書発行事業者番号公表サイト（東京シティ信用金庫）](#)

[インボイス制度公表サイト（国税庁）](#)

■営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料については、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

例：振込手数料、残高証明書発行手数料、両替手数料等

■各サービス（口座振替等）でお支払いいただく各種手数料について

各サービス（口座振替等）にてお支払いいただいている各種手数料については、インボイス発行をご希望されるお客様に対して、「インボイス管理表」を作成し発行いたします。

「インボイス管理表」作成発行をご希望されるお客様は、「インボイス発行依頼書」をご記入の上窓口または得意先係までお申し込みください。

なお、「インボイス管理表」作成発行は当金庫とお取引があるお客様のみ対応可能となりますので、あらかじめご了承ください。

例：口座振替手数料・インターネットバンキングによる振込手数料・WEB-FB基本手数料等

[インボイス発行依頼書（PDF）](#) ←こちらを印刷し窓口または得意先係までご提出ください。

■当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫が商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

■ATM及び両替機でのお取引について

ATMおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

そのため、ATMおよび両替機から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改定は行いませんのでご了承ください。

ご不明点がございましたら、お取引店舗窓口または得意先係へお問い合わせください。